

公立大学法人大阪教職員安全衛生管理規程

制 定 平成 31. 4. 1 規程 53

最近改正 令和 4. 3. 31 規程 399

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、教職員の安全衛生管理に関し必要な事項を定めることにより、公立大学法人大阪(以下「法人」という。)における職場の労働災害及び健康障害を防止し、教職員の安全及び健康を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 教職員 次に掲げる者をいう。

ア 公立大学法人大阪教職員就業規則(以下「就業規則」という。)第 2 条第 1 項に規定する教職員並びに就業規則第 3 条第 3 項各号に掲げる職務限定職員、(旧)特定職員、無期雇用教職員及び有期雇用教職員

イ 大阪公立大学工業高等専門学校教職員就業規則(以下「高専就業規則」という。)第 2 条第 1 項に規定する教職員並びに高専就業規則第 3 条第 3 項各号に掲げる職務限定職員、無期雇用教職員及び有期雇用教職員

ウ 大阪公立大学医学部附属病院職員就業規則(以下「病院就業規則」という。)第 2 条第 1 項に規定する職員並びに病院就業規則第 3 条第 3 項各号に掲げる職務限定職員、無期雇用職員及び有期雇用職員

(2) 労働災害 教職員が業務上負傷し、又は死亡することをいう。

(3) 健康障害 教職員が業務上疾病し、又は死亡することをいう。

(4) 事業場 法人の教職員が勤務する以下の職場をいう。

中百舌鳥事業場

羽曳野事業場

りんくう事業場

杉本地区事業場

私市地区事業場

阿倍野地区(医学部)事業場

阿倍野地区(医学部附属病院)事業場

阿倍野地区(MedCity21)事業場

大阪公立大学工業高等専門学校事業場(以下「高等専門学校事業場」という。)

法人事業場

(適用の範囲)

第3条 法人における教職員の安全衛生管理については、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「労安法」という。)及びその他関係法令並びに就業規則、公立大学法人大阪職務限定職員就業規則、(旧)大阪市立大学特定職員就業規則、公立大学法人大阪無期雇用教職員就業規則、公立大学法人大阪有期雇用教職員就業規則、高専就業規則、大阪公立大学工業高等専門学校職務限定職員就業規則、大阪公立大学工業高等専門学校無期雇用教職員就業規則、大阪公立大学工業高等専門学校有期雇用教職員就業規則、病院就業規則、大阪公立大学医学部附属病院職務限定職員就業規則、(旧)大阪公立大学医学部附属病院特定職員就業規則、大阪公立大学医学部附属病院無期雇用職員就業規則及び大阪公立大学医学部附属病院有期雇用職員就業規則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(法人の責務)

第4条 法人は、安全衛生管理体制を確立し、職場における労働災害及び健康障害の防止のため、職場における教職員の安全及び健康の確保に必要な措置を講じなければならない。

(教職員の責務)

第5条 教職員は、法人が実施する労働災害を防止するための必要な措置に積極的に協力するとともに、この規程及びその他法人が定める安全衛生管理に係る規定を遵守しなければならない。

第2章 安全衛生管理体制

第1節 安全衛生管理者

(法人統括安全衛生管理者)

第6条 法人に、教職員の安全衛生管理に関する業務を統括させるため、法人統括安全衛生管理者を置く。

- 2 法人統括安全衛生管理者は、担当理事をもって充てる。
- 3 法人統括安全衛生管理者は、法人の総括安全衛生管理者及び安全衛生管理者を指揮し、教職員の安全衛生に関する必要な業務を統括し、理事長に対して教職員の安全衛生に関する意見を述べる。

(総括安全衛生管理者及び安全衛生管理者)

第7条 中百舌鳥事業場、杉本地区事業場及び阿倍野地区事業場に総括安全衛生管理者を、羽曳野事業場、りんくう事業場及び高等専門学校事業場に安全衛生管理者を置く。

- 2 総括安全衛生管理者は、各事業場の教職員の中から理事長が選任する。
- 3 各地区事業所の安全衛生管理者は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 羽曳野事業場 事務局学務部羽曳野キャンパス事務所長
- (2) りんくう事業場 事務局学務部りんくうキャンパス事務所長
- (3) 高等専門学校事業場 高専事務部長

(総括安全衛生管理者及び安全衛生管理者の職務)

第8条 総括安全衛生管理者及び安全衛生管理者は当該事業場において、第9条に規定する安全管理者及び第11条に規定する衛生管理者を指揮し、次に掲げる業務を掌理する。

- (1) 教職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること
- (2) 教職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること
- (3) 健康診断の受診の促進、健康状態に異常のある教職員に対する必要な措置その他職員の健康の保持及び増進のために必要な措置に関すること
- (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教職員の安全及び衛生に関すること

(安全管理者)

第9条 安全に係る技術的事項を管理するため、特に総括安全衛生管理者又は安全衛生管理者が必要と認める場合には、安全管理者を置く。

第10条 安全管理者は、設備、作業方法又は安全状態に危険のおそれがあるときは、直ちに、その危険を防止するための必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理者)

第11条 各事業場に、衛生に係る技術的事項を管理するため、衛生管理者を置く。

- 2 衛生管理者は当該事業場に所属する教職員で、都道府県労働局長の免許を受けたもの又は労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「労安則」という。)第10条の資格を有するもののうちから、当該総括安全衛生管理者又は安全衛生管理者が選任する。
- 3 選任する衛生管理者の数は、労安則第7条第1項第4号の定めるところによる。
- 4 衛生管理者の職務については、事業場ごとに別に定める。

(産業医)

第12条 各事業場に、教職員の健康管理等を行うため、産業医を置く。

- 2 産業医は、医師のうち労安則第14条第2項に定める要件を備えた者のうちから、理事長が選任する。
- 3 選任する産業医の数は、労安則第13条第1項第3号の定めるところによる。
- 4 産業医は、教職員の安全及び健康を確保するため必要があると認めるときは、理事長、法人統括安全衛生管理者、総括安全衛生管理者、安全衛生管理者、第14条に定める安全衛生推進者若しくは所属の長に対して勧告し、又は衛生管理者若しくは作業主任者に対して指導し、若しくは助言することができる。
- 5 前項のほか、産業医の職務については、事業場ごとに別に定める。

(安全衛生推進者)

第13条 私市地区事業場及び法人事業場に、労安法第12条の2に定めるところにより、安全衛生推進者を置くものとし、安全衛生推進者は、理事長が選任する。

- 2 安全衛生推進者の職務は、別に定める。

(作業主任者)

第14条 労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。以下「労安令」という。)第

14 条に定めるところにより、教職員の労働災害の防止を管理するため、労安令第 6 条に定める作業の区分に応じて作業主任者を置く。

2 作業主任者は、当該事業場において作業に従事する教職員のうち、労安則第 16 条に定める資格を有する者のうちから、理事長が選任する。

(作業主任者の職務)

第 15 条 作業主任者の職務は、事業場ごとに別に定める。

第 2 節 安全衛生委員会

(安全衛生委員会)

第 16 条 労安法第 19 条の規定に準じて、各事業場に安全衛生委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、労安法及びその他関係法令の目的を達成するために、各事業場における教職員の安全衛生に関する事項について調査審議し、その結果に基づき適切な措置がとられるように理事長並びに学長、法人統括安全衛生管理者又は所属の長に意見を述べる。

3 委員会は、調査審議した事項のうち、全事業場において統一的な措置を必要とするものについては、次条に規定する安全衛生協議会に付議することができる。

4 委員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 その他各委員会の運営に必要な事項は、各安全衛生委員会において別に定める。

(安全衛生協議会)

第 17 条 次の各号に掲げる事項を調査審議するため、安全衛生協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(1) 教職員の危険又は健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項のうち、全事業場において統一的な措置を必要とする事項

(2) 各事業場の安全衛生委員会から付議された事項

2 協議会は、全事業場に係る教職員の安全衛生に関する重要事項について、理事長に意見を述べる。

(協議会の構成)

第 18 条 協議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 法人統括安全衛生管理者

(2) 各事業場の安全衛生委員会の委員長

(3) 法人統括安全衛生管理者が指名した、各事業場の教職員で安全又は衛生に関し経験を有する者

2 前項第 2 号から第 4 号までに掲げる委員の半数については、当該事業場に教職員の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、教職員の過半数で組織する労働組合がないときにおいては当該事業場の教職員の過半数を代表する者の推薦に基

づき指名するものとする。

- 3 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会議長)

第19条 協議会に議長を置き、法人統括安全衛生管理者である委員をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。
- 3 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

(協議会の運営)

第20条 協議会の会議は、必要の都度、議長が招集する。委員の3分の1以上の者から請求があるときは、議長はこれを招集しなければならない。

- 2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開催することができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 協議会が必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 重要事項の議事内容は記録し、3年間保存する。
- 6 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

(協議会の庶務)

第21条 協議会の庶務は、事務局総務部安全衛生課において行う。

第3章 健康管理保持増進

(健康診断)

第22条 教職員の健康を管理するため、労安法第66条に定める健康診断を行う。

- 2 前項に規定するもののほか、法人統括安全衛生管理者が必要と認める場合、教職員の全員又は一部に対して、健康診断を行うことができる。
- 3 健康診断の種類、対象教職員及び実施に必要な事項は、別に定める。

(健康診断結果の提出)

第23条 負傷、疾病その他の事由により健康診断を受けることのできない者は、総括安全衛生管理者、安全衛生管理者又は安全衛生推進者の承認を得て、その健康診断に代えて他の医師の健康診断を受けることができる。ただし、これに要する費用は各自の負担とする。

- 2 前項の規定により他の医師の診断を受けた教職員は、指示された資料及び結果を速かに理事長に提出しなければならない。
- 3 総括安全衛生管理者又は安全衛生管理者は第1項の規定により他の医師の診断を受けた教職員につき必要と認めるときは、その医師又は別に指定する医師に再診させることがある。

(健康診断結果についての産業医の意見聴取)

第24条 総括安全衛生管理者又は安全衛生管理者は健康診断の結果(当該健康診断の項目

に異常の所見があると診断された教職員に係るものに限る。)に基づき、当該教職員の健康を保持するために必要な措置について、産業医の意見を聴き、法人統括安全衛生管理者に報告しなければならない。

(健康診断実施後の措置)

第 25 条 法人統括安全衛生管理者は、前条の規定による産業医の意見等を勘案し、その必要があると認めるときは、当該教職員の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設若しくは設備の設置又は整備その他の適切な措置を講じなければならない。

(健康診断の結果の通知)

第 26 条 総括安全衛生管理者又は安全衛生管理者は、健康診断を受けた教職員に対し、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

(就業停止)

第 27 条 理事長は、次の各号に掲げる疾病にかかった教職員については、その就業を禁止しなければならない。

- (1) 病毒伝ばのおそれのある伝染性の疾病にかかった者
- (2) 労働のため病勢が著しく悪化するおそれのある者
- (3) 前各号に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった者

(健康記録の管理)

第 28 条 法人統括安全衛生管理者は、健康診断の結果、指導区分、事後措置の内容その他健康管理上必要と認められる事項について、教職員ごとの記録を作成し、これを 5 年間保存(ただし、法令等により別に定めのあるものを除く) しなければならない。

(長時間にわたる労働に関する面接指導等)

第 29 条 法人は、労安法第 66 条の 8 に定めるところにより、労働時間等の状況その他を考慮して面接指導の対象となる教職員の面接指導の実施、その結果に基づく教職員の健康を保持するための措置を講じる。実施について必要な事項は、別に定める。

(心理的な負担の程度を把握するための検査等)

第 30 条 法人は、労安法第 66 条の 10 に定めるところにより、心理的な負担の程度を把握するための検査等の実施、並びに、面接指導の実施及びその結果に基づく教職員の健康を保持するための措置を行う。実施について必要な事項は、別に定める。

第 4 章 衛生管理

(健康障害を防止するための措置)

第 31 条 総括安全衛生管理者、安全衛生管理者及び安全衛生推進者(以下「総括安全衛生管理者等」という。)は、次の各号に掲げる健康障害を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

- (1) 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気又は病原体等による健康障害

- (2) 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動又は異常気圧等による健康障害
- (3) 計器監視又は精密工作等の作業による健康障害
- (4) 排気、排液又は残さい物による健康障害
- (5) その他作業場において教職員が危害を受けるおそれのある健康障害

(衛生環境の確保)

第 32 条 総括安全衛生管理者等は、教職員を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面及び階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置やその他教職員の健康、風紀及び生命の保持のため、必要な措置を講じなければならない。

(作業環境測定)

第 33 条 総括安全衛生管理者は、法令の定める有害業務を行う屋内作業場、その他の作業場については、法令で定めるところにより、必要な作業環境測定を実施し、その結果を記録しなければならない。

- 2 総括安全衛生管理者は、前項の結果の評価を行い記録するとともに、必要に応じて適切な措置を講じなければならない。

(危険を防止するための措置)

第 34 条 総括安全衛生管理者等は、次の各号に掲げる危険から教職員の労働災害を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

- (1) 機械又は器具その他の設備等による危険
- (2) 爆発性の物、発火性の物又は引火性の物等による危険
- (3) 電気又は熱その他のエネルギーによる危険
- (4) その他作業場において教職員が危害を受けるおそれのある危険

(緊急事態に対する措置)

第 35 条 総括安全衛生管理者等は、教職員に対する労働災害発生の危険が急迫したときは、当該危険にかかる場所及び教職員の業務の性質等を考慮して、業務の中断又は教職員の退避等の適切な措置を講じなければならない。

(放射線障害の防止)

第 36 条 放射線業務に有事する健康障害の防止措置について必要な事項は、別に定める。

第 5 章 安全衛生教育

(安全衛生教育等の実施)

第 37 条 理事長は、法人の安全衛生教育及び管理計画に関する基本方針を立て、教職員に周知するものとする。

- 2 総括安全衛生管理者等は、前項の基本方針に基づき、当該事業場に所属する教職員に対し必要な安全衛生教育を行うとともに、管理計画を作成し、必要な事業を実施するものとする。

第6章 心身の状態の情報の取扱い

第38条 法人は、この規程の目的を達成するため、教職員の心身の状態に関する情報（以下「心身の状態の情報」という。）を収集する。

2 法人は、心身の状態の情報の収集、利用及び管理等について、大阪府個人情報保護条例（平成8年大阪府条例第2号）及び公立大学法人大阪における個人情報の取扱い及び管理に関する規程に基づき、適切に行わなければならない。

3 心身の状態の情報を取扱う教職員の数は、当該取扱事務の実施に当たり必要最小限とする。

4 法人が取扱う心身の状態の情報の範囲については、別に定める。

（目的の明示及び本人同意）

第39条 法人は、教職員から心身の状態の情報を収集するときは、当該情報に係る事務の目的及び取扱方法等を本人に明示するとともに、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第17条第2項各号に定める場合を除き当該教職員の同意を得た上で行わなければならない。

2 法人は、教職員が前項に定める収集に同意しないことを理由として、当該教職員に対し不利益な取扱いをしてはならない。

（秘密の保持）

第40条 教職員の安全及び衛生に関する事務に従事する教職員及び従事したことのある教職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（役員への準用）

第41条 第24条から第28条まで及び第30条から第32条までの規定は、公立大学法人大阪定款第8条に規定する役員について準用する。

（委任）

第42条 この規程に定めるもののほか、教職員の安全衛生に関して必要な事項は、法人統括安全衛生管理者が定める。

附 則

この規程は、令和元年11月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和3.5.31 規程117）

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

附 則（令和3.8.31 規程225）

この規程は、令和3年9月1日から施行する。

附 則（令和4.3.31 規程399）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。